

第 5 部 公共機関等施設防災計画

第 1 章 公共機関等施設震災対策計画

第1節 震災予防計画

この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害予防を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とする。

実施担当	東北電力ネットワーク株式会社 北陸ガス株式会社 越後天然ガス株式会社 蒲原ガス株式会社 白根ガス株式会社 東日本電信電話株式会社新潟支店 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
------	--

1 電力施設予防計画

(1) 防災訓練の実施

従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、非常災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、市が実施する防災訓練へ積極的に参加する。

(2) 電力設備の非常災害予防措置

ア 電力設備の安全化対策

電力施設は、下記の対策を講ずる。

(ア) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

(イ) 送電設備

a 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

b 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用する等、耐震性を配慮した設計とする。

(ウ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、技術基準、耐震設計指針に基づいて行う。建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

(エ) 配電設備

a 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、液状化地域等における根かせの施設、不均衡張力を極力回避するなど、耐震性向上を考慮した設計とする。

b 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用する等、耐震性を配慮した設計とする。

(オ) 通信設備

通信設備については、「電力保安通信規程」に基づいて耐震設計を行う。

イ 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行う。
 東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は二回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

(3) 非常災害対策用資機材等の確保

ア 非常災害対策用資機材等の確保及び整備

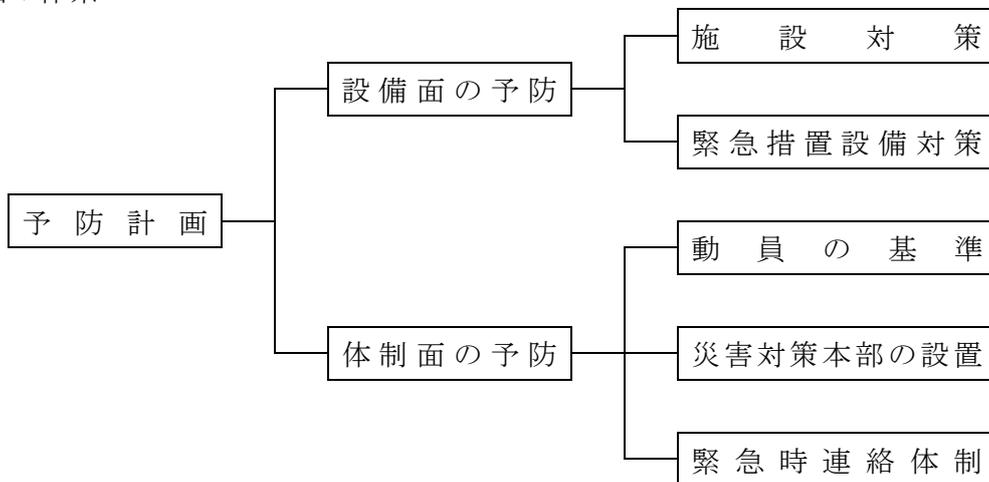
平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、非常災害対策用資機材等の輸送計画を策定し、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

イ 非常災害復旧用施設及び設備の整備

非常災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

2 ガス施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

ア 施設対策

予防対策の基本はガス施設の耐震性向上にあり、施設の重要度を考慮し、合理的で効果的な対策を講ずる。

(ア) 製造所・供給所の対策

- a 新設する施設は合理的な耐震設計を行う。
- b 既設の施設については、耐震性の評価を行い、必要に応じて補強等を行う。
- c 異常事態等を迅速、正確に把握するための情報の収集措置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置する。

(イ) 導管の対策

- a 新設する導管は耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着、抜け出し防止機構を有する機械的接合など耐震性能を有する方式を使用する。
- b 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替えを実施する。

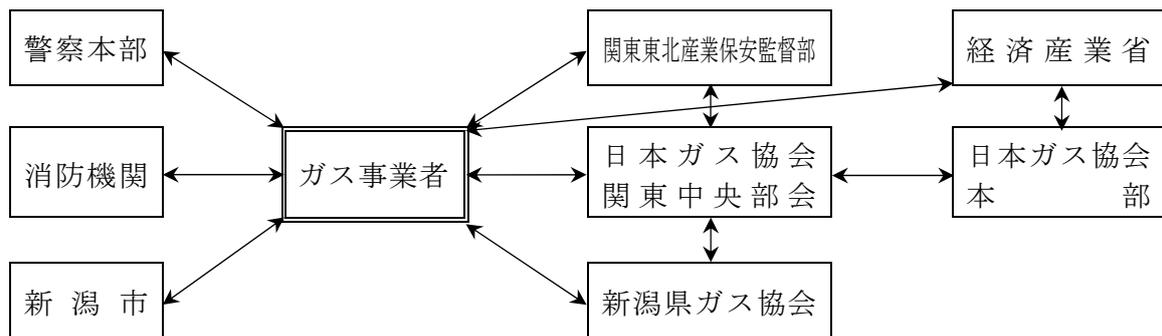
イ 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は地震災害発生時にガスによる二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、地震時に速やかで適切な措置がとれるよう平常時より教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

(ア) 製造所・供給所の対策

- a 検知・警報（地震計、漏えい検知器、火災報知機等）装置を設置する。
- b ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等は緊急時に備え、緊急停止のための装置を設置する。
- c 防・消火設備の整備を図る。
- (イ) 導管の対策
 - a 供給停止地区と供給継続地区を区分するため導管網のブロック化を図る。
 - b 供給範囲が広い地域については必要により、地震の震度・圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するためのシステムを整備する。
 - c 迅速・確実に供給停止を行うための緊急遮断設備を整備する。
 - d 需要家での二次災害を防止するためマイコンメータを設置する。
- (3) 体制面の災害予防
 - ア 動員の基準
 - (ア) 地震発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、地震発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。
 - (イ) 地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。
 - イ 災害対策本部の設置
 - (ア) 災害対策本部の設置については、あらかじめ震度及び周辺被害状況等から、その設置基準及び規模を定めておき、地震発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。
 - (イ) 災害対策本部の組織は災害対策に関する諸規定に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。
 - (ウ) 災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために、あらかじめ特定しておくとともに非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要な図書、帳票類を通常から整備しておく。
 - ウ 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合に、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察、市等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。



- (4) 防災広報活動

地震発生時の二次災害防止と効果的な震災対策活動を行うため、平常時・地震発生時・供給停止時等の広報の時期に応じて、あらかじめ具体的手段をフロー図・チェックリスト・広報例文等で準備しておく。

 - ア 平常時の広報

平常時より地震時の二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家をはじめ報道機関・市との広報ルートを整備しておく。
 - イ 地震発生直後の広報

大規模地震が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、報道機関、広報車等を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力のお願いの広報を行う。

ウ ガス供給停止時の広報

大規模地震により供給停止をした場合、二次災害防止とともに需要家の不安の解消を目的とした広報活動が必要である。そのため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する周知についても、引続き適切な広報を行う。

(5) 災害対策用資材等の整備

ア 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資材及び早期復旧を図るために必要な資材を備えておく。

イ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査し、体制を整備する。

(6) 応援協力体制の整備

ア 救援措置要領の整備

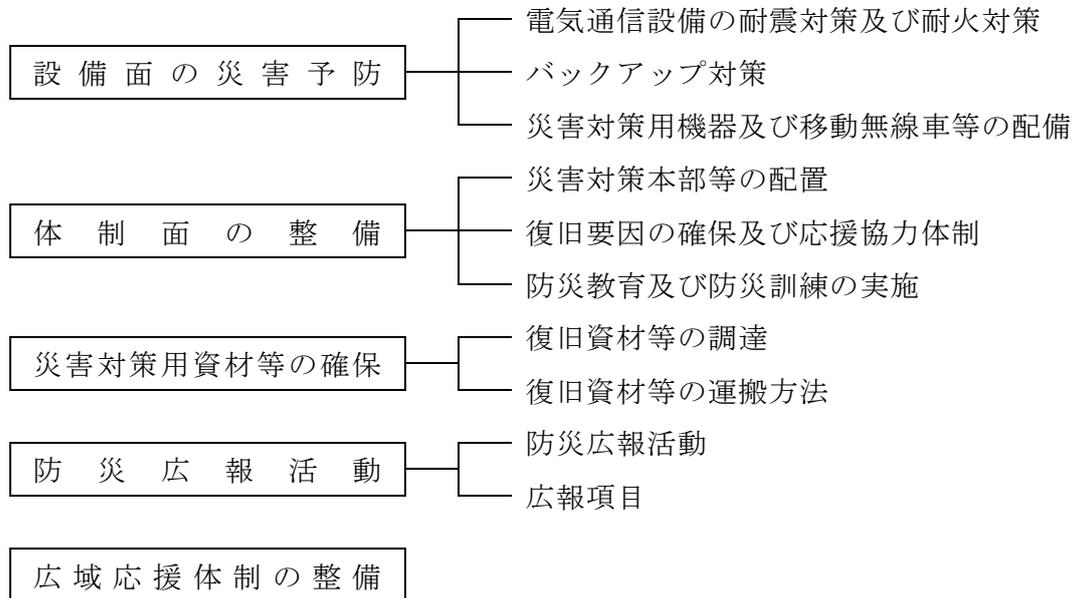
地震等により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会へ、救援要請する。

イ 工事会社への協力要請

震災時の緊急措置、復旧作業を円滑に行うため必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

3 公衆通信施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上を更に促進する。

ア 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

(ア) 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、一部の施設については、大規模地震に耐えうるように調査点検を実施し補強を計画的に進めて行く。

(1) 耐火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

イ バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

(ア) 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

(イ) 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要支店等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

(ア) 孤立防止対策用衛星電話

(イ) 可搬型移動無線機

(ウ) 移動電源車及び可搬電源装置

(エ) 応急復旧ケーブル

(オ) ポータブル衛星車

(カ) その他応急復旧装置

(3) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、またこれに協力するものとする。

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

(ア) 情報連絡室

(イ) 支援本部

(ウ) 災害対策本部

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

(ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

(イ) NTTグループ会社等関連会社による応援

(ウ) 工事請負会社の応援

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

(ア) 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。

(イ) 市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。

(ウ) 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

(4) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要支店へ配備充実を図る。

ア 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

(ア) 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

- (4) 電気通信設備の予備パッケージ等
 - イ 復旧資材等の運搬方法
状況に応じた運用方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。
 - ウ 災害対策用資材置場等の確保
災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。
- (5) 防災広報活動
地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合は、又は利用制限を行った場合は、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。
 - ア 防災広報活動
 - (ア) 広報車での呼びかけ
 - (イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
 - (ウ) インターネットを通じたの周知
 - イ 広報項目
 - (ア) 被害状況
 - (イ) 復旧見込み
 - (ウ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
 - (エ) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) 広域応援体制の整備
大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被災状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図る。

4 鉄道施設予防計画

- 鉄道事業者は、それぞれの事業規模に応じて、災害時に対応する体制、災害対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策をとる。
- (1) 体制の確立
災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。
 - (2) 情報の伝達
市、防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため、次の通信設備を整備する。
 - ア 緊急連絡用電話
 - イ 指令専用電話
 - ウ ファクシミリ
 - エ 自動車電話
 - オ 列車無線
 - カ 携帯無線機等
 - (3) 防災上必要な教育、訓練
関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。
 - ア 災害発生時の旅客の案内
 - イ 避難誘導等混乱防止対策
 - ウ 緊急時の通信確保
 - エ 旅客対策等

第2節 震災応急対策計画

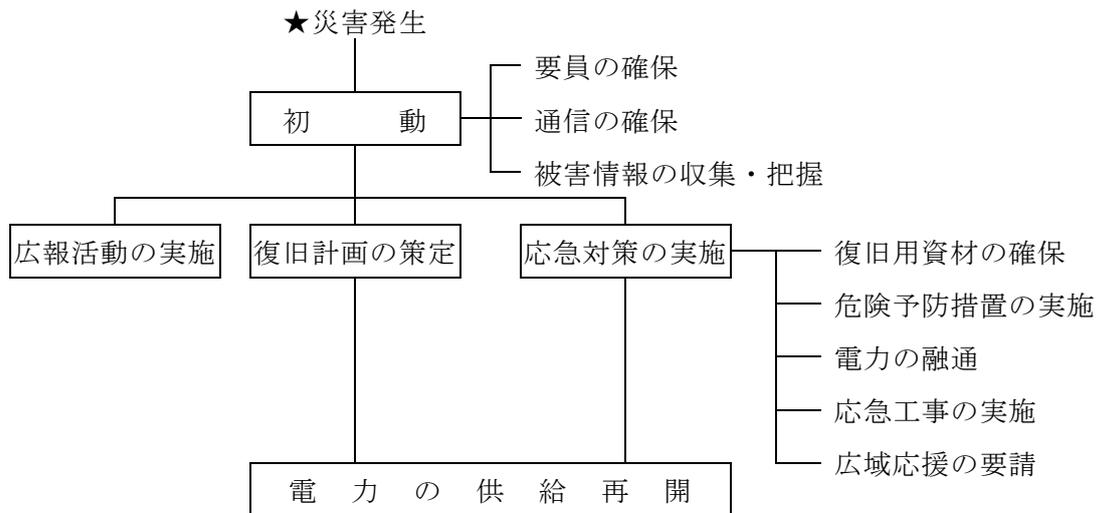
この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害応急対策及び災害復旧を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とする。

実施担当	東北電力ネットワーク株式会社 北陸ガス株式会社 越後天然ガス株式会社 蒲原ガス株式会社 白根ガス株式会社 東日本電信電話株式会社新潟支店 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
------	--

1 電力施設応急対策計画

(1) 災害応急対策

ア 電力供給施設応急対策フロー図



イ 復旧活動体制

(ア) 防災体制

非常事態に対処するため、下表の防災区分により防災体制を設置する。

区分	非常事態の情勢
警戒体制	災害発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な非常災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(イ) 動員体制

防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、新潟市域において震度6弱以上の地震が発生した場合は、発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で早期復旧が困難な場合は、他事業所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(ウ) 通信の確保

防災体制を発令した場合、速やかに関係事業所間に非常災害用電話回線を構成する。

(エ) 被害状況の把握と情報連絡体制

各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

ウ 応急対策

(ア) 復旧資材の確保

- a 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- b 非常災害対策用資機材の輸送が、自社で対応することが困難な場合は、請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。
- c 非常災害時において復旧資機材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合、あらかじめ調査していた用地をこれにあてるが、困難な場合は、市の災害対策本部に要請して確保する。

(イ) 非常災害時における危険予防措置

非常災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、県・市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(ウ) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

(エ) 応急工事

非常災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

(2) 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

(3) 広報活動

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

(4) 広域応援体制

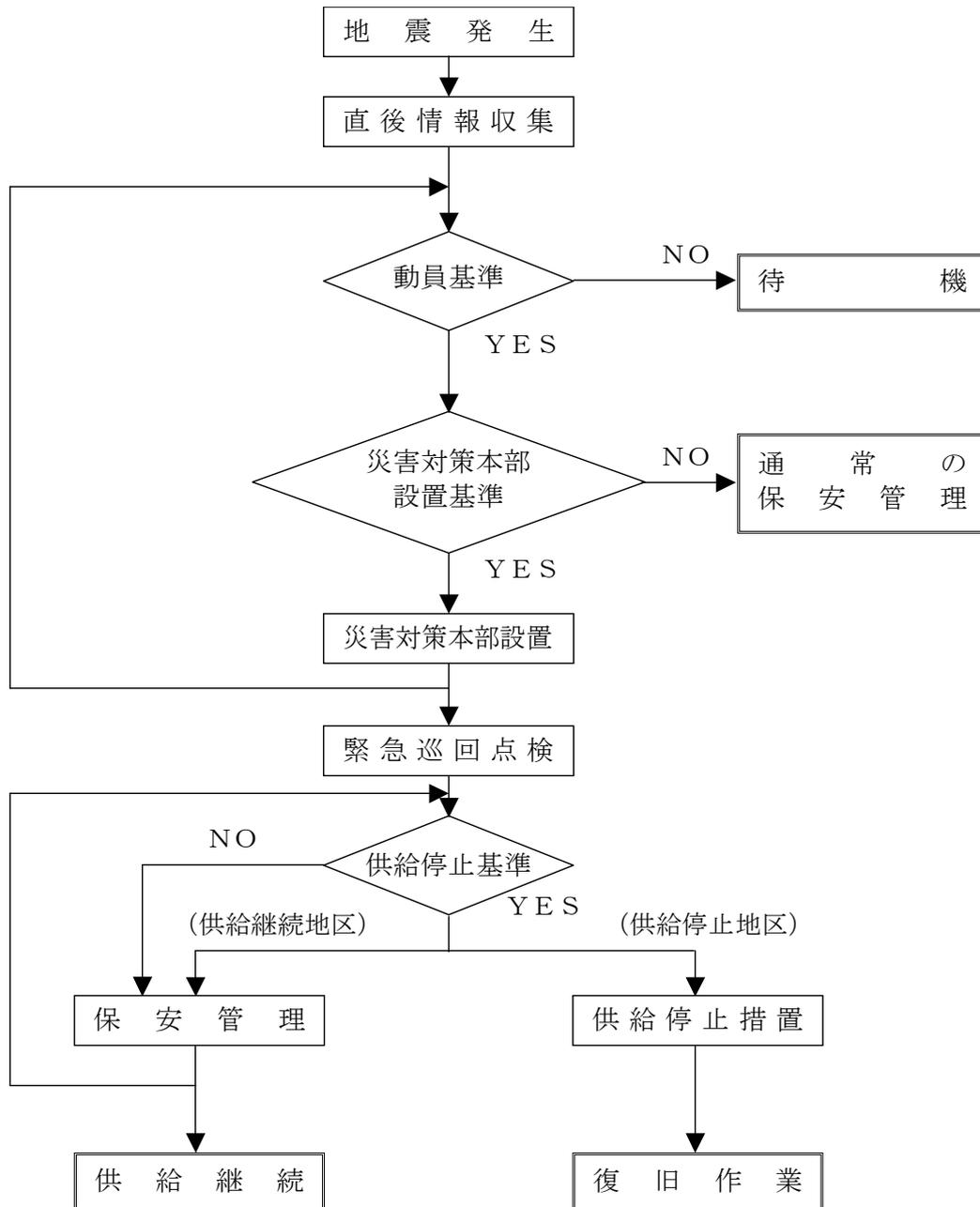
復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

2 ガス施設応急対策計画

〈緊急時対応〉

(1) 緊急措置フロー図



(2) 緊急措置

ア 緊急措置

(ア) 災害対策本部の設置

気象庁の発表した震度階が5弱以上の場合あるいは、地震により被害の発生が予想され、又は発生した場合には、保安措置を円滑、適切に行うとともに早期復旧を図るため、災害対策本部を設置する。

(イ) 施設の被害状況の調査

地震ならびにガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の施設の巡視点検を行いガス工作物の被害状況を把握する。

- ・ 製造所・供給所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・

計装、設備、電気・水道設備等について目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査、点検を行う。

・ 導管施設

重要な導管・架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視・臭気・ガス検知器等による調査・点検を行う。

(ウ) 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。

〈復旧対策〉

(1) 復旧計画

ア 製造所・供給所施設の復旧

ガス発生設備・受入設備・ガスホルダーなどを巡視点検し、設備からのガス漏えい、沈下、変形等の異常の有無を調査し、損傷部分は修理を行う。

イ 導管施設の復旧

あらかじめ定めてある復旧計画書にそって、被害の比較的少ない地区より次の手順で復旧を進める。

(ア) 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行う。

(イ) 高中圧導管に試験ガスを流し漏えい調査を行い、漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。

(ウ) ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。漏えい箇所を発見できない時はブロックを細分割し、調査を行う。

(エ) ブロック内低圧導管網が復旧したら、エアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。

(オ) 需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。

ウ 代替燃料の確保

ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料を供給する。

(2) 広域応援体制

地震発生に伴い、災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会関東中央部の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって救援要請を行う。

(3) 利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

ア 広報の内容

(ア) ガス供給停止地区

- ・ 復旧の見通しとスケジュール
- ・ 復旧作業への協力依頼

(イ) ガス供給継続地区

- ・ ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報
- ・ ガスの安全使用周知

イ 広報の方法

(ア) 報道機関への協力要請

(イ) 広報車による巡回

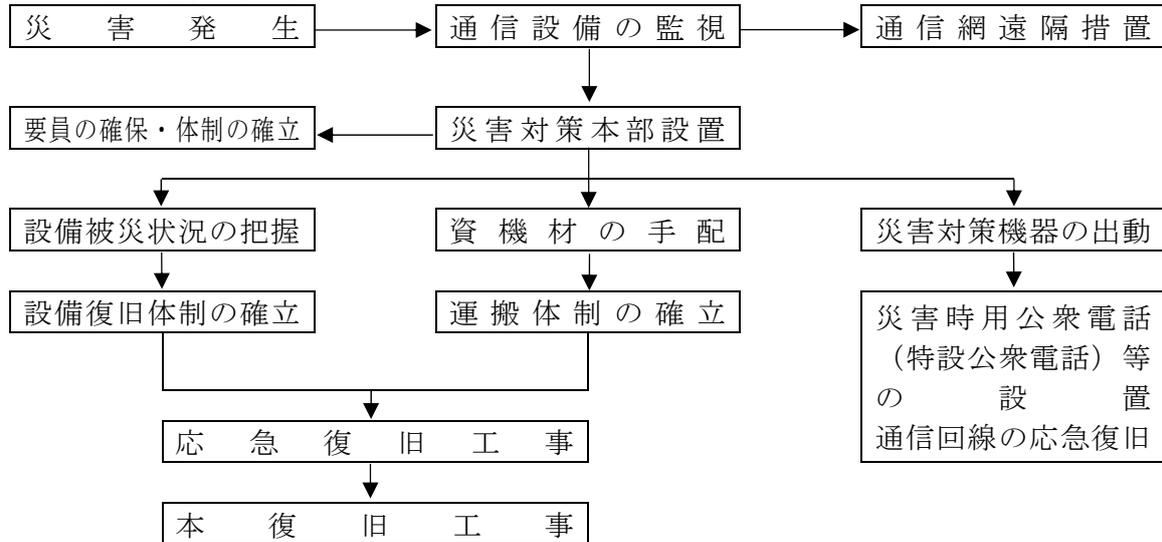
(ウ) 戸別訪問によるチラシ配布

(エ) 諸官公署への協力要請

3 公衆通信施設応急対策計画

地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

(1) 公衆通信施設（NTT）応急対策フロー図



(2) 応急対策計画

ア 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置を行う。

イ 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、東日本電信電話株式会社新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- (ア) 情報連絡室
- (イ) 支援本部
- (ウ) 災害対策本部

ウ 設備復旧の体制

防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- (ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- (イ) NTTグループ会社等関連会社による応援
- (ウ) 工事請負会社の応援

エ 被災状況の把握

- (ア) 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- (イ) 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが想定されるのでバイク、自転車等により全貌を把握する。

オ 災害対策機器等の出勤

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）等を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車の出勤により対応する。

- (ア) 孤立防止対策用衛星電話
- (イ) 可搬型移動無線機
- (ウ) 移動電源車及び可搬電源装置
- (エ) 応急復旧ケーブル
- (オ) ポータブル衛星車
- (カ) その他応急復旧用諸装置

カ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本新潟支店及び全国から資材等の調達を行い、必要に応じヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 復旧計画

ア 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業者 第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

ウ 本復旧工事

災害の再発を防止する、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

(4) 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合次にあげる事項について、ホームページ及び広報車により広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

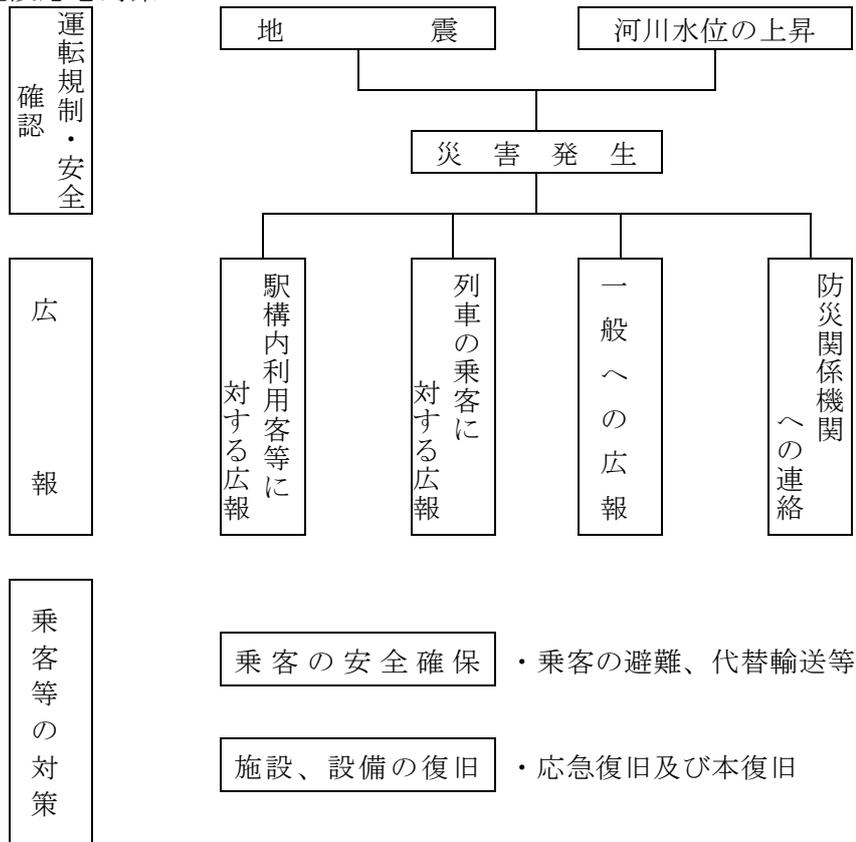
- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要事項

(5) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

4 鉄道施設応急対策計画

(1) 鉄道施設応急対策フロー



ア 運転規制

地震発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

(ア) 地震の取扱い

規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）	
—	3カイン以上～6カイン未満	所定運転
3カイン以上～6カイン未満	6カイン以上～12カイン未満	注意運転
6カイン以上	12カイン以上	運転中止

（上越新幹線については、40ガル以上の揺れを感じると自動的に列車が停止する。）

(イ) 河川決壊による取扱い

河川水位の上昇により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの運転中止警報表示	運転中止

イ 旅客等に対する広報

(ア) 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ・ 災害の規模
- ・ 被害範囲
- ・ 被害の状況
- ・ 不通線区
- ・ 開通の見込み等

(イ) 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- ・ 停車地点と理由
- ・ 災害の規模
- ・ 被害の状況
- ・ 運転再開の見込み
- ・ 避難の有無・方法等

ウ 救護、救出及び避難

(ア) 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

(イ) 地震による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

(ウ) 地震による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護措置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に通報するとともに、県、市、各警察署等に協力を依頼する。

エ 代替輸送計画

地震による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(ア) 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

(イ) 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

オ 応急復旧対策

地震の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(ア) 建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた借用方法、運用方法により適切に対応する。

(イ) 技術者の活用

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

(ウ) 地震災害時における資材の供給等

地震災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

(2) 市民への広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（CATV局、コミュニティーFM局等）に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

第 5 部 公共機関等施設防災計画

第 2 章 公共機関等施設風水害等対策計画

第1節 風水害等予防計画

この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害予防を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とする。

実施担当	東北電力ネットワーク株式会社 北陸ガス株式会社 越後天然ガス株式会社 蒲原ガス株式会社 白根ガス株式会社 東日本電信電話株式会社新潟支店 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
------	--

1 電力施設予防計画

(1) 防災訓練の実施

従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、非常災害対策を円滑に遂行するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、市が実施する防災訓練へ積極的に参加する。

(2) 電力設備の非常災害予防措置

ア 電力設備の安全化対策

電力施設は、建築基準法をはじめ、各設備に関する技術基準や電力保安通信規程等の設計基準に基づき設置されており、設備ごとに安全性に関し十分な分析を行うとともに、従来の経験や地域特性等を踏まえ万全の予防措置を講ずる。

イ 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行う。

東北電力系統は、隣接する北海道電力、東京電力の系統と常時連携して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は二回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

(3) 非常災害対策用資機材等の確保

ア 非常災害対策用資器材等の確保及び整備

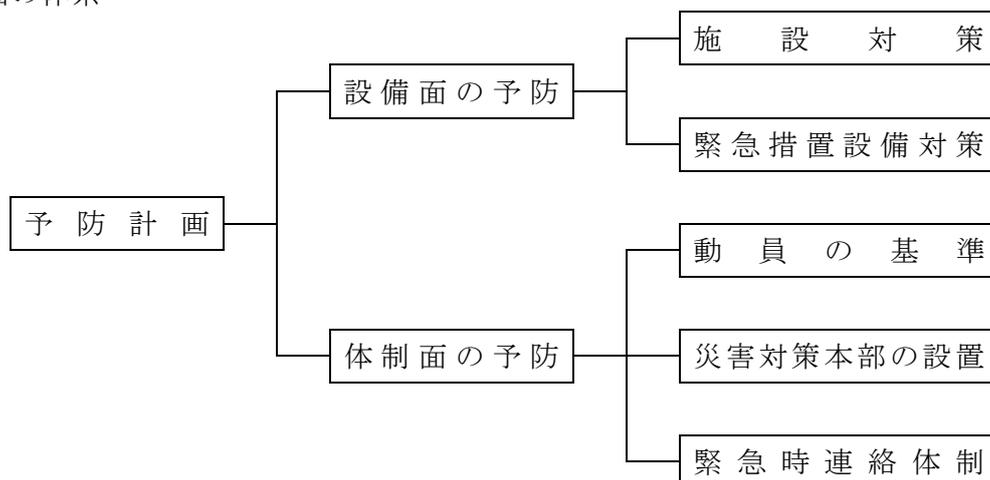
平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、非常災害対策用資機材等の輸送計画を策定し、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

イ 非常災害復旧用施設及び設備の整備

非常災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受け入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

2 ガス施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 体制面の災害予防

ア 動員の基準

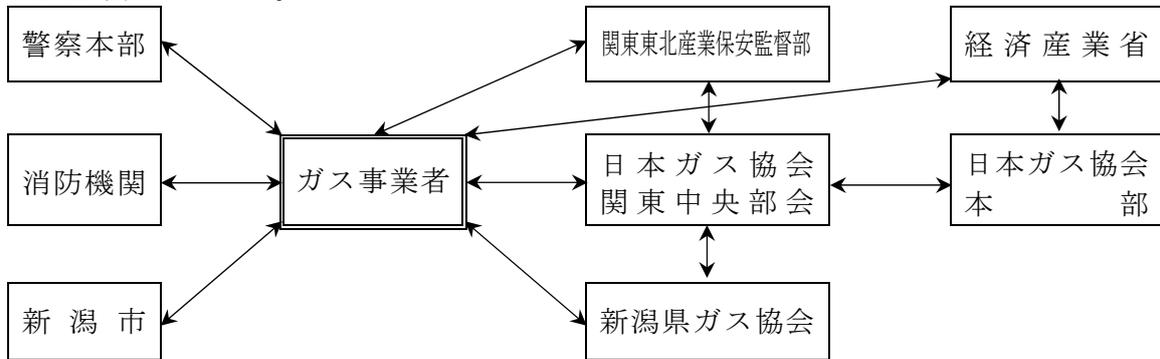
- (ア) 災害発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、災害発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。
- (イ) 災害発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

イ 災害対策本部の設置

- (ア) 災害対策本部の設置については、あらかじめ周辺被害状況等から、その設置基準及び規模を定めておき、災害発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。
- (イ) 災害対策本部の組織は災害対策に関する諸規定に基づき、組織及び動員者の役割を明確にしておく。
- (ウ) 災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために、あらかじめ特定しておくとともに非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要な図書、帳票類を通常から整備しておく。

ウ 緊急連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合に、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察、市等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。



(3) 災害対策用資材等の整備

- ア 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資材及び早期復旧を図るために必要な資材を備えておく。
- イ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査し、体制を整備する。

(4) 応援協力体制の整備

ア 救援措置要領の整備

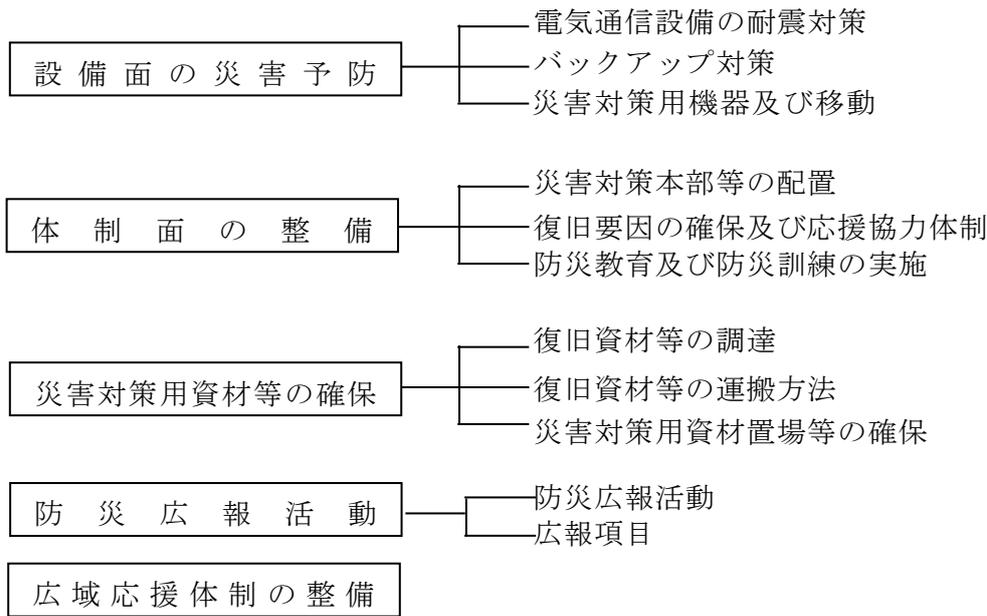
災害により広範囲にわたり供給停止が発生し、大規模な応援が必要となる場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき当該日本ガス協会地方部会へ、救援要請する。

イ 工事会社への協力要請

災害時の緊急措置、復旧作業を円滑に行うため必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

3 公衆通信施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害をうけなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

ア 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

(ア) 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐風水対策を施してきたが、一部の施設については、大規模災害に耐えうるように調査点検を実施し補強を計画的に進めて行く。

(イ) 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

イ バックアップ対策

風水害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

(ア) 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

(イ) 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

(ア) 孤立防止対策用衛星電話

(イ) 可搬型移動無線機

(ウ) 移動電源車及び可搬電源装置

(エ) 応急復旧ケーブル

(オ) ポータブル衛星車

(カ) その他応急復旧装置

(3) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水害等の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、風水害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、またこれに協力するもの

とする。

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

(ア) 情報連絡室

(イ) 支援本部

(ウ) 災害対策本部

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

(ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

(イ) NTTグループ会社等関連会社による応援

(ウ) 工事請負会社の応援

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

(ア) 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。

(イ) 市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。

(ウ) 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

(4) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点等へ配備充実を図る。

ア 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

(ア) 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

(イ) 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

ウ 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

(5) 防災広報活動

風水害によって電気通信サービスに支障を来たした場合又は利用制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

ア 防災広報活動

(ア) 広報車での呼びかけ

(イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報

(ウ) インターネットを通じたの周知

イ 広報項目

(ア) 被害状況

(イ) 復旧見込み

(ウ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

(エ) 災害用伝言サービス提供に関する事項

(6) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被災状況を把握し自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図る。

4 鉄道施設予防計画

鉄道事業者は、それぞれの事業規模に応じて、災害時に対応する体制、災害対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策をとる。

- (1) 体制の確立
災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。
- (2) 情報の伝達
市、防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため、次の通信設備を整備する。
 - ア 緊急連絡用電話
 - イ 指令専用電話
 - ウ ファクシミリ
 - エ 自動車電話
 - オ 列車無線
 - カ 携帯無線機等
- (3) 防災上必要な教育、訓練
関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。
 - ア 災害発生時の旅客の案内
 - イ 避難誘導等混乱防止対策
 - ウ 緊急時の通信確保
 - エ 旅客対策等

第 2 節 風水害等応急対策計画

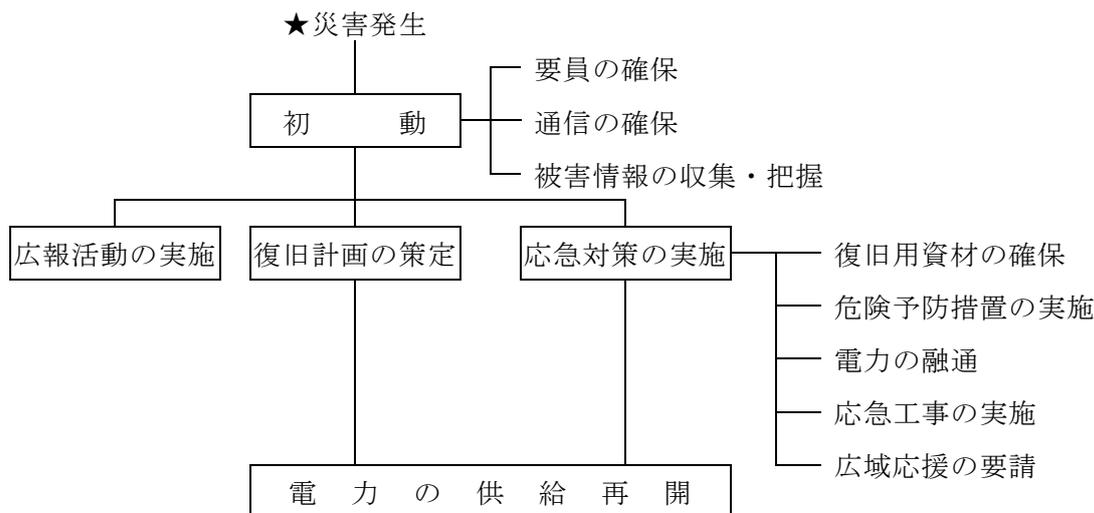
この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害応急対策及び災害復旧を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とする。

実施担当	東北電力ネットワーク株式会社 北陸ガス株式会社 越後天然ガス株式会社 蒲原ガス株式会社 白根ガス株式会社 東日本電信電話株式会社新潟支店 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
------	--

1 電力施設応急対策計画

(1) 災害応急対策

ア 電力供給施設応急対策フロー図



イ 復旧活動体制

(ア) 防災体制

非常事態に対処するため、下表の防災区分により防災体制を設置する。

区 分	非 常 事 態 の 情 勢
警 戒 体 制	災害発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第 1 非 常 体 制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は災害が発生し必要と認めた場合
第 2 非 常 体 制	大規模な災害が発生し、日常業務体制での復旧が困難な場合

(イ) 動員体制

防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、新潟市域において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、発令を待たず、自動的に第 2 非常態勢に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で早期復旧が困難な場合は、他事業所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(ウ) 通信の確保

防災体制を発令した場合、速やかに関係事業所間に非常災害用電話回線を構成する。

(エ) 被害状況の把握と情報連絡体制

各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

ウ 応急対策

(ア) 復旧資材の確保

a 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確

保する。

- b 非常災害対策用資機材の輸送が、自社で対応することが困難な場合は、請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。
- c 非常災害時において復旧資機材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合、あらかじめ調査していた用地をこれにあてるが、困難な場合は、市の災害対策本部に要請して確保する。

(イ) 非常災害時における危険予防措置

非常災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、県・市、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(ウ) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

(エ) 応急工事

非常災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

(2) 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

(3) 広報活動

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

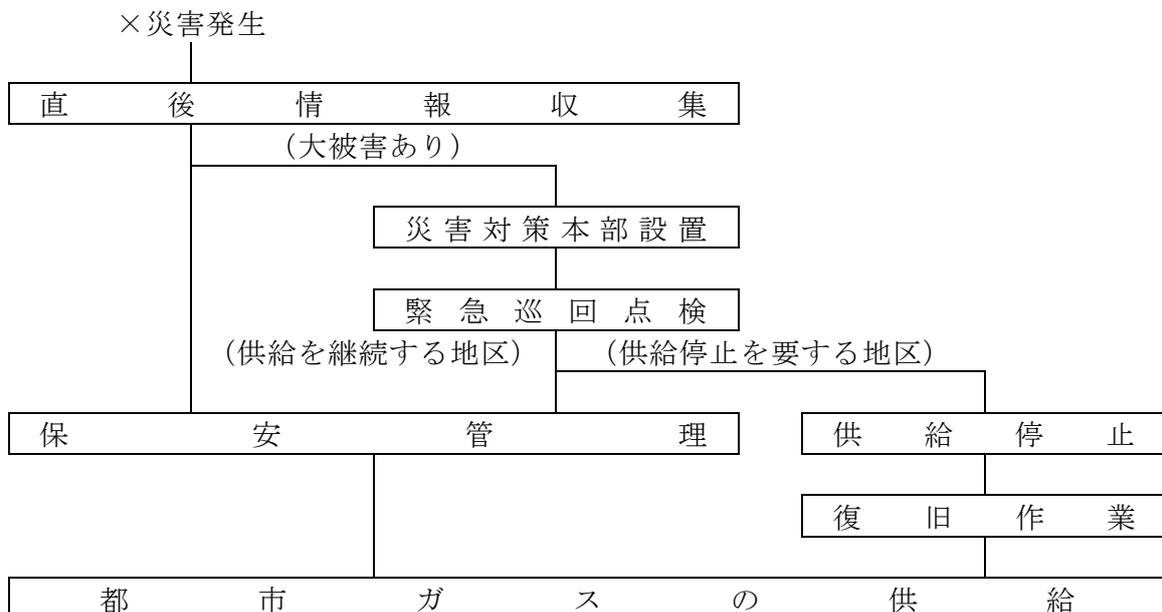
(4) 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

2 ガス施設応急対策計画

(1) 都市ガス施設応急対策フロー図



(2) 都市ガス供給施設応急対策

被災した都市ガス供給施設については、当該区域の供給を行うガス事業者が、それぞれ施設の応急修復を行うものとし、次の措置をとる。

ア 被災した工場の復旧

電力設備、機械設備、ガスホルダーなどを点検し、損傷部分は早急に応急修理をほどこす。電力、水道などの復旧は工場の運転に支障のないよう関係機関と連絡を密にする。

原料ガス受け入れは、都市ガス供給の重要性を考慮して被災施設の復旧を早急を実施するよう、それぞれの原料ガス受け入れ会社に依頼する。

イ 導管の復旧及び需要家供給

(ア) 導管ガス漏れの有無を、ガス漏えい検知器、臭気により確認し、二次災害の防止を図る。

(イ) 修理要員を増強して待機させ、需要家における漏えい及び導管の漏えい個所は即刻応急修理を行う。

(ウ) 導管よりの漏えい規模が大きい場合は、本支管バルブ又は導管を切断することにより当該区域を遮断するとともに、応急修理班を編成して直ちに復旧にあたる。

ガスを遮断する場合は必ず使用者に通知する。なお、緊急資材は常時これを備蓄する。

(エ) 応急修理後も漏えいガスよる二次災害防止のための巡回を実施し、とくに橋梁、河川の架管部を重点的に調査する。

(オ) 導管折損などのためにガス漏えいが甚だしく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては、住民の避難措置をとる。

(カ) 需要家の復旧順位は、原則として次による。

①病院 ②学校・避難所 ③新聞社、鉄道会社 ④一般需要家 ⑤工業用、営業用

ウ 災害時情報収集

事故又は災害に際し、所轄官庁に速やかに連絡することはもちろん不測の事態をも考慮して県内ガス事業者への連絡体制を整え、情報の収集並びに応援体制の確保に努める。

(3) 利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

ア 広報の内容

(ア) ガス供給停止地区

- ・復旧の見通しとスケジュール
- ・復旧作業への協力依頼

(イ) ガス供給継続地区

- ・ガス臭気、漏れ等異常時にはガス会社へ通報
- ・ガスの安全使用周知

イ 広報の方法

(ア) 報道機関への協力要請

(イ) 広報車による巡回

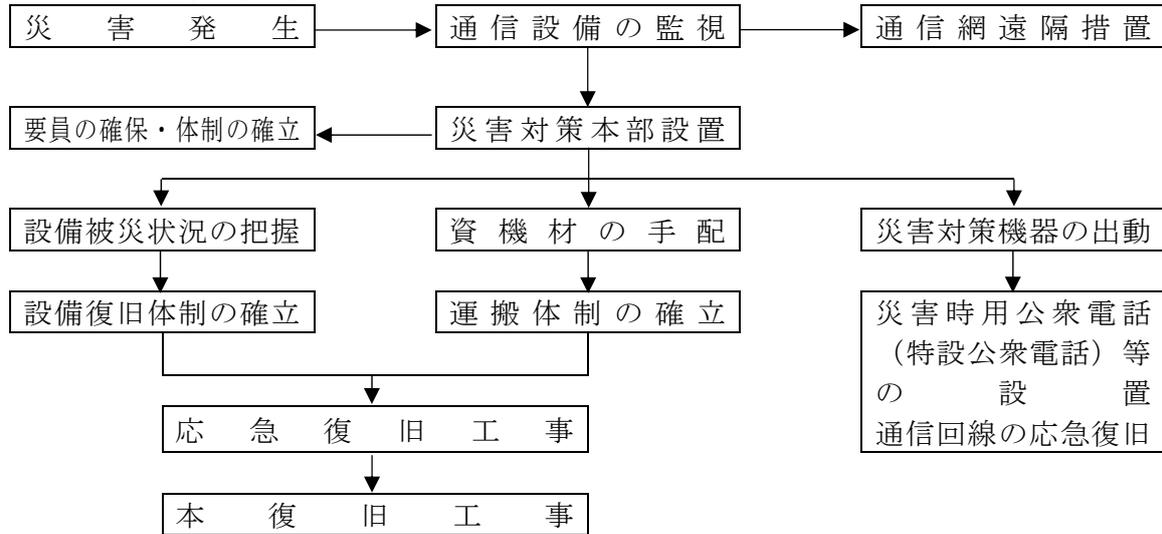
(ウ) 戸別訪問によるチラシ配布

(エ) 所管公署への協力要請

3 公衆通信施設応急対策計画

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

(1) 公衆通信施設（NTT）応急対策フロー図



(2) 応急対策計画

ア 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置を行う。

イ 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、東日本電信電話株式会社新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

(ア) 情報連絡室

(イ) 支援本部

(ウ) 災害対策本部

ウ 設備復旧体制の確立

防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

(ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

(イ) NTTグループ会社等関連会社による応援

(ウ) 工事請負会社の応援

エ 被災状況の把握

(ア) 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

(イ) 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが想定されるのでバイク、自転車等により全貌を把握する。

オ 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）等を設置するため、各種災害対策用機器、ポータブル衛星車の出動により対応する。

(ア) 孤立防止対策用衛星電話

(イ) 可搬型移動無線機

(ウ) 移動電源車及び可搬電源装置

(エ) 応急復旧ケーブル

(オ) ポータブル衛星車

(カ) その他応急復旧用諸装置

カ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、当該支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、必要に応じヘリコプターで空輸する。

(3) 復旧計画

ア 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業者 第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

ウ 本復旧工事

災害の再発を防止する、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

(4) 利用者への広報

東日本電信電話株式会社新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合次に掲げる事項について、ホームページ及び広報車により広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等

イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況

ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ 住民に対して協力を要請する事項

オ 災害用伝言サービス提供に関する事項

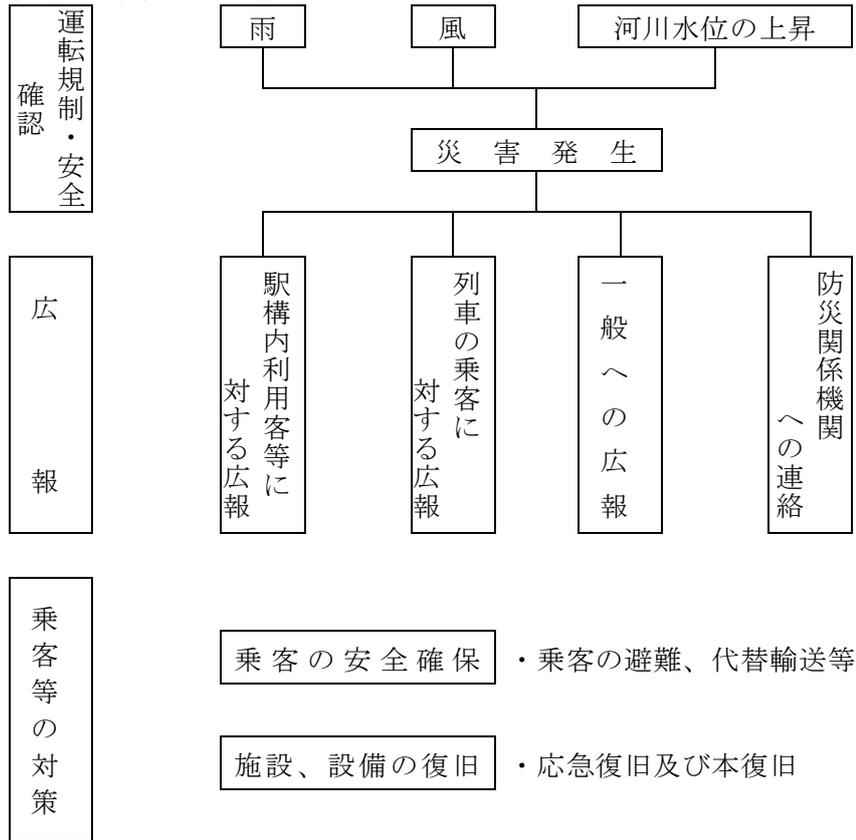
カ その他必要事項

(5) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図る。

4 鉄道施設応急対策計画

(1) 鉄道施設応急対策フロー図



ア 運転規制

災害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行う。

(ア) 強風の取り扱い

風速20m/s以上	防風柵なし区間	注意運転	防風柵設置区間	通常運転
風速25m/s以上	防風柵なし区間	運転中止	防風柵設置区間	注意運転
風速30m/s以上	防風柵なし区間	運転中止	防風柵設置区間	運転中止

(イ) 豪雨の取り扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの運転中止警報表示	運転中止

イ 旅客等に対する広報

(ア) 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ・ 災害の規模
- ・ 被害範囲
- ・ 被害の状況
- ・ 不通線区

・開通の見込み等

(イ) 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- ・停車地点と理由
- ・災害の規模
- ・被害の状況
- ・運転再開の見込み
- ・避難の有無・方法等

ウ 救護、救出及び避難

(ア) 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

(イ) 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

(ウ) 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護措置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に通報するとともに、県、市、各警察署等に協力を依頼する。

エ 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(ア) 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

(イ) 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

オ 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(ア) 建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた借用方法、運用方法により適切に対応する。

(イ) 技術者の活用

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

(ウ) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

(2) 市民への広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（CATV局、コミュニティーFM局等）に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。